

議案第 6 2 号

令和 4 年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書を付して議会の認定に付します。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算における健全化判断比率を下記のとおり報告します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.95)	— (18.95)	0.8 (25.0)	— (350.0)

備考：1 括弧内は、瑞穂町における早期健全化基準 (%) です。

2 本表中、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、マイナスの数値のため、「—」表示となっています。

参考数値として上記3比率の数値は、以下のとおりです。

実質赤字比率：－6.36%

連結実質赤字比率：－10.02%

将来負担比率：－19.2%

令和4年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算等審査意見書

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、令和4年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算、基金運用状況を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和4年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況

2 審査期日

令和5年7月26日（水）・27日（木）・28日（金）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類及び基金の運用状況を示す書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、基金の運用状況とも正確で、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額156億3,675万9,999円、歳出総額151億9,863万2,744円で、歳入歳出差引残額4億3,812万7,255円で、翌年度に繰り越すべき財源はなく、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となる。

歳入の状況は、収入済額156億3,675万9,999円を前年度と比較すると5.74%、金額にして9億5,239万6,086円の減であり、調定額157億8,561万544円に対する収入率は、99.06%である。

収入済額全体の43.18%を占める町税の収納率は97.93%で、前年度の97.80%より0.13ポイントの増である。

町税の不納欠損額は834万172円で、前年度と比較すると39.02%の減である。今後も、滞納者に対しては、税負担の公平性の確保から適正な

滞納処分を行うとともに、滞納者の発生防止に努められたい。

また、収入未済額は1億3,558万1,941円で、前年度と比較すると1.03%の増である。町税は、町の大きな財源であるため、今後も積極的な納税指導や口座振替の推進、コンビニエンスストアでの納付等納税環境をさらに強化し、収入未済の解消に向け、なお一層の努力を望む。

歳出の状況は、支出済額151億9,863万2,744円を前年度と比較すると4.59%、金額にして7億3,105万5,871円の減である。本年度の予算現額に対する執行率は97.37%で、翌年度繰越額が2,108万7,000円生じたので、不用額は3億8,882万2,256円である。

決算額に占める主な科目の割合と事業内容は、民生費が全体の39.71%を占め、社会福祉費では、心身障害者福祉手当、介護給付費・訓練等給付費、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金及び非課税世帯等への臨時特別給付金、児童福祉費では、保育園児童運営委託料、町立保育園2園の指定管理者委託料及び児童手当等が主なものである。

次に総務費が17.09%を占め、総務管理費では、給料、職員手当等、共済費の人件費及び各基金積立金、戸籍住民基本台帳費では、コンビニ交付クラウドシステム導入委託料等が主なものである。

次に衛生費が12.22%を占め、保健衛生費では、福生病院企業団への負担金、清掃費では、西多摩衛生組合分賦金及びリサイクルプラザ運転業務委託料等が主なものである。

次に土木費が11.89%を占め、道路橋りょう費では、道路維持補修等委託料、改修工事、舗装工事及び交通安全施設等設置工事、都市計画費では、殿ヶ谷土地地区画整理組合助成金、駅西土地地区画整理事業特別会計繰出金、下水道事業会計負担金及び出資金等が主なものである。

次に、教育費が10.40%を占め、教育総務費では、羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金、社会教育費では、町営第2庭球場だれでもトイレ等設置工事等が主なものである。

以下、消防費3.76%、公債費2.02%、商工費1.12%の順である。

以上が決算の概要であるが、本年度の決算は、財源の確保が厳しい財政状況の中、健全財政を維持し、事業の推進にあたっては、合理的かつ効率的な行財政運営が行われたものと認められる。

令和4年度を振り返ると、新型コロナウイルス感染症変異株の感染拡大が見られたが、緊急事態宣言などの行動制限はとられなかった。しかし、ロシアのウクライナ侵攻による影響が国内物価を押し上げ、急速に円安が進み、現在も食品や電気料金などが高値で推移している。瑞穂町では、諸物価高騰の負担を軽減するため、住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金や食材価格高騰に伴う在宅養育児童等保護者負担軽減臨時給付金等の町民を支える緊急支援策を独自で開始した。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で各種事業やイベントが開催できずにいたが、第47回瑞穂町駅伝競走大会等一部のイベントが開催された。

令和4年度には組織改編を行った。地域が抱える課題の認識と解決のため、行政力と地域力の協働を進めるため、協働推進部協働推進課を設置した。観光資源、農産物、工業製品、特産品など瑞穂町の魅力を強く発信し、あわせて「ものづくり・DX等推進事業」を推進するために、産業経済課に観光プロモーション係を設置した。行政のデジタル化の推進、町民の利便性の向上と行政の効率化を図るために、デジタル推進課を設置した。

主な事業を概観していくと、まず「みずほ健康ポイントあるってこ」事業がある。継続的な運動と健康診査などの受診のきっかけづくりとなるよう特典を設け、健康増進事業の拡大を図った。また、認知症検診事業を実施し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、認知症の疑いのある方を早期発見し、早期診断・対応を促進した。誰もが健康ですこやかに暮らせるまちの一助となることに期待したい。

地域公共交通については、多摩都市モノレールの延伸(上北台～箱根ヶ崎)に向けて、6回にわたって都市計画素案説明会が開催された。この計画の実現により、多摩地域の公共交通ネットワークが強化されることで、アクセス利便性の向上に加え、多摩地域全体の活力や魅力の向上が期待される。沿線の新たなまちづくり、瑞穂町の魅力の向上に期待したい。

安全安心なまちづくりでは、防犯灯163基を従来の蛍光灯から、より明るく寿命の長いLED防犯灯に交換し、町内の防犯灯約1,800基が全てLED防犯灯になった。また、設置要望のあった箇所にもLED防犯灯を設置する等、安全で安心なまちづくりの推進に努めたことは評価できる。

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率に関する資料提出を7月19日に受けたため、7月28日の決算審査終了後、健全化判断比率とその算定基礎事項について審査をした結果、各指標の算出基礎資料は適正に作成され、算出過程にも誤りがなく、全ての指標を分析した結果、健全な財政運営が行われたものと認められる。

今後も、社会経済情勢や行政需要の変化へ対応することが望まれる。また、公共施設管理運営は、計画的な観点による管理運営を求める。
引き続き町民の期待と信頼に応えられる健全な行財政運営の推進を望む。

令和5年8月9日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 川 龍 美